

令和6年度市税ガイド 正誤表

国により令和7年度分の個人住民税におけるふるさと納税の特例控除額に係る取扱いが明確化されたことに伴い、掲載内容の一部を次のとおり訂正いたします。

ページ	訂正箇所	誤	正
26	【控除される額】 注記	※令和6年度分については、 定額減税前の市民税・県民 税所得割額（調整控除後） が適用されます。	※令和6年度分及び令和7 <u>年度分</u> については、定額減 税前の市民税・県民税所得 割額（調整控除後）が適用 されます。
		※令和7年度分については、 <u>定額減税後の市民税・県民 税所得割額（調整控除後） が適用されます。</u>	削 除